

みなかみ町地域コミュニティ施設整備事業補助金交付要綱

みなかみ町地域コミュニティ施設整備事業補助金交付要綱（平成22年みなかみ町告示第27号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、みなかみ町まちづくり基本条例（平成20年みなかみ町条例第31号）第16条第2項の規定に基づき、まちづくりを支え合う自主的及び自立的な地域コミュニティ活動を支援するため、コミュニティ施設の整備事業を実施する行政区等に対し、予算の範囲内においてみなかみ町地域コミュニティ施設整備事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、補助金の交付に関しては、みなかみ町補助金等に関する規則（平成17年みなかみ町規則第28号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 地域コミュニティ活動 住民相互の連絡、環境の整備、コミュニティ施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動をいう。
- (2) コミュニティ施設 行政区等が管理運営する地域コミュニティ活動に資する集会施設等をいう。
- (3) 行政区等 みなかみ町の区の設置及び組織に関する条例（平成17年みなかみ町条例第17号）第2条第1項及び第2項に定める行政区又はみなかみ町内の地縁に基づいた町内会、自治会その他これらに類する地域住民で組織された団体をいう。
- (4) 新設 コミュニティ施設を新たに建築するものをいう。
- (5) 改修 コミュニティ施設の性能及び機能等を現状の水準を超えて向上させるために行うものをいう。
- (6) 修繕 経年劣化等により低下したコミュニティ施設の性能及び機能等を原状回復させるために行うものをいう。

（補助対象者）

第3条 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、行政区等とする。

（補助対象事業）

第4条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、行政区等がコミュニティ施設を新設、改修又は修繕する事業であって、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 行政区等の住民同士のふれあいを広げ、連帯を深めるもの。
- (2) 地域コミュニティ活動の活性化につながるもの。
- (3) 行政区等の住民の意見が反映されたもの。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表に掲げる補助対象事業に要する経費とし、当該補助対象経費の合計（国、県その他の団体から補助金等の交付決定を受けている場合は、当該金額を控除した額）が20万円以上のものとする。

(補助金の額等)

第6条 補助金の額は、補助対象経費に別表に定める補助率を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）とし、同表に定める補助限度額を上限とする。

(補助金交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、みなかみ町地域コミュニティ施設整備事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 見積書の写し
- (4) 行政区等の規約等
- (5) 行政区等の役員名簿
- (6) 現況写真
- (7) その他町長が必要と認める書類

(補助金交付の決定)

第8条 町長は、前条の規定による交付申請があったときは、これを審査の上、交付の可否を決定し、みなかみ町地域コミュニティ施設整備事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により当該申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付決定をする場合において、必要があると認めるときは、当該決定に条件を付することができる。

(変更等承認申請等)

第9条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は、補助金交付決定通知書を受けた後、補助金交付申請の内容を変更しようとする場合又は補助事業を中止若しくは廃止しようとする場合は、みなかみ町地域コミュニティ施設整備事業補助金変更等承認申請書（様式第3号）に必要な書類を添えて町長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 補助事業者は、補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助対象事業の遂行が困難となった場合は、町長に報告し、その指示を受けなければならない。

(変更決定)

第10条 町長は、前条第1項の規定による変更等承認申請があったときは、これを審査

し、適当と認めるときは、みなかみ町地域コミュニティ施設整備事業補助金変更等承認通知書(様式第4号)により当該補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、補助事業完了後速やかにみなかみ町地域コミュニティ施設整備事業補助金実績報告書(様式第5号)に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書
- (2) 収支決算書
- (3) 領収書の写し
- (4) 完成写真
- (5) その他町長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第12条 町長は、前条の規定による実績報告書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、みなかみ町地域コミュニティ施設整備事業補助金交付額確定通知書(様式第6号)により当該補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第13条 前条に規定する補助金交付額確定通知書を受けた補助事業者は、速やかにみなかみ町地域コミュニティ施設整備事業補助金交付請求書(様式第7号)に必要な書類を添えて町長に提出し、補助金の交付を受けるものとする。

2 町長は、補助金の額の確定前においても相当の理由があると認めるときは、補助事業者に対し、前金払又は概算払をすることができる。

(補助金の交付決定の取消し)

第14条 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当した場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 不正の手段により補助金を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金交付の条件に違反したとき。

(補助金の返還)

第15条 町長は、前条の規定による補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、当該補助業者に対し、その取り消しに係る補助金の全額又は一部の返還を命ずることができる。

2 第13条第2項の規定による前金払又は概算払の交付額が確定額を超える場合は、当該補助事業者は、確定額を超えている部分に相当する額を町長の定める期限内に返還しなければならない。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の日前になされた改正前のみなかみ町地域コミュニティ施設整備事業補助金交付要綱の規定に基づく補助金の交付申請については、なお従前の例による。

別表（第7条関係）

補助対象事業	補助対象経費	補助率	補助限度額
新設	・建物本体工事費 ・付帯設備工事費	補助対象経費の	1,000,000円
改修		5分の3以内	
修繕		補助対象経費の	500,000円
		2分の1以内	